

# 介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、介護職員等特定処遇改善加算制度に(令和元年10月より施行)に基づいて行なうものであり、指定介護保険事業の介護に携わる従事者の処遇改善にともなう介護職員等特定処遇改善加算額の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 介護職員等特定処遇改善加算額支給対象者は、当法人が経営する指定介護保険事業に在籍する従事者であり、雇用形態は問わないものとする。

(介護職員等特定処遇改善加算額の支給について)

第3条 別表1に応じて個人ごとに給付割合を算定。毎年4月1日に対象従事者の区分を見直し1年間、介護職員等特定処遇改善加算額を給付割合に応じて一人に対して支給額を算定する。中途採用者については、採用時に区分の決定し、非常勤職員については、常勤換算にて算定する。

＜別表1＞区分	A経験・技能のある介護職員	Bその他の介護職員	C介護職員以外の職員
条件	・常勤 ・介護福祉士 ・介護経験通算10年以上且つ法人等級3等級以上	A以外の介護職員	生活相談員 介護支援専門員 栄養士 事務職員
給付割合 (平均支給額割)	2	1 常勤の場合を1とし、非常勤の場合は、常勤換算する。	0.5 常勤の場合を1とし、非常勤の場合は、常勤換算する。

(支給期間)

第4条 介護職員等特定処遇改善加算額の支給期間は、介護職員等特定処遇改善加算制度の実施期間とする。

# 介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程

(支給日)

第5条 特定介護職員処遇改善加算額の支給日は以下のとおりとする。

特定介護職員処遇改善加算額の支給日は以下のとおりとする。サービス提供月	支給月
4月・5月・6月・7月	8月一時金支給時
8月・9月・10月・11月	12月一時金支給時
12月・1月・2月・3月	5月給与支給時

イ. 対象サービス提供月に在籍し、且つ支給日に在籍したものに支給する。

ロ. ただし、令和1年10月から令和2年3月までに取得した加算額については令和2年5月に支給する。